

面から見ていただいて、待合室から向かって左側で、産交バスの営業所との間です。

議会事務局所管分

特に質疑・意見等はありませんでした。

このような審議を経た結果、本案につきましては、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

議案第37号 平成24年度阿蘇市診療所特別会計予算について

問 波野のような診療所では内科専門だけではなく、何でも対応できるような先生でないといけないので、県に依頼して自治医科大学出身の先生を派遣していただき、夜間診療などを説明してもらいたい。

答 今の先生は平日



文教厚生常任委員会報告

の夜は、月曜から木曜日まで医師住宅におられます、が、夜間に電話があり診療を受ける事が少ないので事実です。また、医師の確保については、熊本県の方と熊本県へき地医療協議会の方に相談し調整をされ、24年度の診療体制を取る形は出来ております。熊本県内にはへき地診療所が17あり、自治医科大学卒の医師が足りていない状況もあります。熊本県内に医師が足りてない状況もあり、24年度は自治医科大学医師の派遣をお願いすることが出来ませんでした。

問 26年度阿蘇中央病院が開院する。高齢化が進み人口が減り、色々と条件が厳しくなつてくると思うが、波野診療所としての考えは。

答 阿蘇中央病院が出来ても、診療所としての役割と十分果たしていかなければならぬと思いま

す。

以上のように思われ、患者離れが起きたよう気がする。医師の後任を探すに辺り、その経緯を説明してもらいたい。

今の医師はそうではないよう思われるが、離れたところに住む要望に相当応えて来られたと思う。

今の先生は平日

の間隔の市長からの求めに応じ、いろんな意見をいだくことです。

問 環境基本計画策定のための条例と理解していいのか。

答 環境基本計画策定に加えもうひとつ、市民と事業者それに市との責任と役割というところを定めることに大きな意味合いがあると思っております。

以上のようないくつかの結果、本案について経た結果、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「区の代表者から、中通隣保館が気軽に立ち寄れる場所、気軽に相談できる場所であつてほしい」というような願いを込められて、名称変更を要望されたものであります。」

豊後街道によると、この補足説明があり、特に質疑・意見等もなく本案は原案

市環境審議会を設置することあるが、この審議会の組織と権限は。

問 環境基本法第44条の規定により、阿蘇市環境審議会を設置することとあるが、この

議案第17号 阿蘇市環境基本条例の制定について

今期3月定例会において文教厚生常任委員会に付託されました案件は議案12件であります。

その中で、主な案件と質疑応答は次のとおりです。

問 環境基本法第44